

平成22年(行ウ)第 号 行政文書一部不開示決定取消等請求事件
 原告 高橋利明
 被告 国(処分庁 関東地方整備局長)

証 拠 説 明 書

平成22年9月10日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 谷合周三

号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
甲第1号証	行政文書開示請求書	原本	H22.7.25	原告
	立 証 趣 旨			
	原告は、平成22年7月25日付けをもって、国土交通省関東地方整備局長宛に、「利根川水系河川整備基本方針の基本高水流量22,000m ³ /秒(八斗島地点)を算出した調査報告書のすべて(利根川上流域の流出計算モデルを含む)」として、情報公開法に基づいて行政文書の開示請求をなした事実を証する。			
同第2号証	行政文書開示決定通知書	原本	H22.8.25	関東地方整備局長
	立 証 趣 旨			
	関東地方整備局長は、甲1号証に基づく行政文書の開示請求に対して、「利根川上流域の流出計算モデルについて」と題する文書を開示してきたが、一部について、「構想段階の洪水調節施設に係る情報を含む部分については、国の機関内部における検討結果に関する情報であって、公にすることにより国民の誤解や憶測を招き、国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、法5条第5号に該当するものであることから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。」と、一部不開示処分を行った事実を証する。			
同第3号証	利根川上流域の流出計算モデルについて	写	不明	関東地方整備局
	立 証 趣 旨			
	原告が開示請求を行い、関東地方整備局から開示を受け入手した文書である。本文は19頁からなる。大半は開示されているが、「流域分割図」(6頁)、「流出モデル図」(7頁)は、図の標題を除いて全面マスキングされている事実を証する。			

号証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
同第4号証	利根川上流域洪水調節計画に関する検討	写	昭和44年3月	関東地方整備局
	立証趣旨			
	上記標目の文書であるが、甲第3号証の行政文書と同じ性質の文書である。この文書にも、「流域分割図」(11頁)と「利根川上流部追跡計算模式図」(16頁)が挿入されているが、これらの図面は公開されている。そして、「流域分割図」には、竣工ダムの位置はもとより、「調査中ダム」の位置も明示されている。この図では、岩本、本庄、山口などの「調査中のダム」が表記されている。そして、この冊子では、利根川流域のどの地区にダムが必要かとの議論もオープンになされている(27～30頁)。			
号証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
同第5号証	利根川水系河川整備基本方針の「基本高水等に関する資料」の24頁	写	平成18年2月	関東地方整備局
	立証趣旨			
	上記の「資料」の24頁には、「高水処理計画」に関して記述されているところ、高水処理計画の「基本的な考え方として、より早期にかつ確実に水系全体のバランスのとれた治水安全度の向上を図る観点から、掘削等により河道の流下能力や遊水機能の増大を図ることによりできるだけ河道で対応することとし、さらに既設洪水調節施設の再開発による治水機能の向上など既存施設の徹底的な有効活用を図りながら洪水調節施設を整備することとする。」とある。このように、ハッ場ダム工事の後に、新たなダム計画は予定されていないことを知ることができる。			
号証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
同第6号証	「第28回河川整備基本方針検討小委員会」議事録	写	H17.12.6	関東地方整備局
	立証趣旨			
	上記標題の委員会において、関東地方整備局の布村河川計画課長が、利根川の本川上流部における状況の説明において、「利水容量と治水容量の振り替えを含むダム群の再編と嵩上げなど、効果的な操作ルールの採用によって、既設洪水調節施設の治水機能の向上を図るとともに洪水調節施設を整備。この洪水調節施設の整備は、現在建設中のハッ場ダムで最後でございます。」と発言している事実を証する。この河川計画課長の説明は、甲5号証に示されている「既存施設の徹底的な有効活用」という基本方針に沿うものであり、利根川上流域で、これ以上のダム建設は行われない事実を証する。なお、提出書証としては、同議事録中の「利根川水系の河川整備基本方針の策定について」とある部分で、全11頁の文書である。			

号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第7号証	「今後の治水対策のあり方 についての中間とりまとめ」 (はじめに、第2章、第3章 部分)	写	平成22年7月	今後の治水対策のあり方に 関する有識者会議
	立 証 趣 旨			
	<p>上記有識者会議において、ダム計画の検証当たりの基本的な考え方などが審議され、これが、「中間とりまとめ」なる報告書にまとめられたが、その中の、「第3章 個別ダム検証の進め方」の「3.4 情報公開、意見聴取等の進め方」においては、「検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り……」などの指針が示されている(18頁)。この指針等からすれば、貯留関数法の追試、検証のためには、その基礎データなどは当然に開示されるべきものとなることを立証するものである。</p>			